

新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要綱

30 新都住居第8081号

平成31年2月18日

(目的)

第1条 この要綱は、区内の民間賃貸住宅に居住している学生及び勤労単身者の家賃負担を軽減することにより、減少が著しい若年単身者層の定住化の促進並びに健全なコミュニティの形成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生及び勤労単身者

申込み時の年齢が18歳以上28歳以下である単身世帯の者をいう。

(2) 民間賃貸住宅

公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅、社宅・官舎等の給与住宅、合宿所等、契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅及び2親等以内の親族が所有する住宅を除いた居住用の賃貸住宅をいう。

(3) 家賃

建物賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、管理費等を除いたものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件を具備している者とする。

(1) 区内の民間賃貸住宅に居住する学生又は勤労単身者であること。

(2) 民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。

(3) 家賃が9万円以下であること。

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく扶助を受けていないこと。

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けていないこと。

(6) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

(7) 現在及び過去に家賃助成制度の適用を受けていないこと。

(8) 家賃助成を受けようとする初年度に限り、新宿区転入転居助成制度、新宿区多世代近居同居助成制度及び新宿区次世代育成転居助成制度による予定登録申請中でないこと又は助成若しくは予定登録決定(予定登録の決定にあつては、有効期間が満了しているものを除く。)を受けていないこと。

(9) 対象住宅において、新宿区災害時居住支援制度による家賃相当分の助成決定を受けていないこと。ただし、新たに助成を受けようとする者においてはこの限りでない。

2 外国人にあつては、前項各号の要件のほか、日本国に永住できる者又は同等の資格を有する者であること。

3 新規募集時は基準日を毎年10月1日とし、基準日に年齢、建物賃貸借契約、住民登

録（届出を含む）を満たしている者を対象者とする。

4 区長は、必要があると認めるときは、第1項各号以外に要件を定めることができる。

（募集方法）

第4条 助成対象者の募集方法は、公募による。

（助成申請）

第5条 家賃助成を受けようとする者は、所定の学生及び勤労単身者向家賃助成申込書（以下「助成申込書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、区長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

3 助成申込書の提出は1人1通限りとし、重複申込みはそのすべてを無効とする。

（助成申請予定者の決定）

第6条 区長は、前条の申込みをした者を助成申請予定者とする。ただし申込者数が当該年度の助成対象者枠を超える場合は、抽せんにより助成申請予定者を決定する。

2 前項の規定により抽せんを行う場合は、あわせて補欠者及びその順位を決定する。

3 助成申請予定者が辞退又は資格要件を欠く場合には、補欠者をその順位にしたがって助成申請予定者とする。

（資格審査及び助成決定）

第7条 区長は、前条により助成申請予定者を決定したときは、学生及び勤労単身者向家賃助成申請書（第1号様式）に添えて、次の各号に掲げる書類を提示させ、又は提出させるものとする。

（1） 建物賃貸借契約書及び家賃の支払いを証する書類

（2） 住民票の写し

（3） その他区長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出又は提示により助成申請をした者（助成申請者）について、資格要件に該当するか否かを審査し、助成の可否を決定する。

3 前項により助成を決定した者（以下「助成決定者」という。）及び第13条の継続手続きを行った者に対し、学生及び勤労単身者向家賃助成決定通知書（第2号様式）を交付する。

（助成額）

第8条 助成額は月額1万円とする。ただし、家賃が1万円未満の場合は、当該家賃額を助成額とする。

2 第14条第1項各号により助成決定を取り消した際、当該取消日の前日の属する月の家賃負担額が、助成額未満の場合は、第8条第1項の規定に関わらず当該負担額を助成額とする。なお、この場合、助成額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助成期間）

第9条 助成期間は、募集期間の属する年度の10月から3年間を限度とする。その間に資格要件を欠いた場合は、資格要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日が属するつきの前月）までとする。

（助成金の請求）

第10条 助成決定者は、次条に定める各支給月の前月15日までに、学生及び勤労単身者向家賃助成金支給請求書（第3号様式）に家賃の支払いを証する書類を添付のうえ、区長に提出しなければならない。

（助成金の支給）

第11条 助成金は、原則として4月、8月、12月にそれぞれ過去4か月分を支給する。

（異動の届出）

第12条 助成決定者は、第7条で決定した助成内容に変更が生じた場合は、速やかに書面により届け出なければならない。

2 前項の届出により助成金額に変更が生じた場合は、学生及び勤労単身者向家賃助成変更通知書（第4号様式）を交付する。

（継続手続き）

第13条 助成決定者は、毎年5月31日までに学生及び勤労単身者向家賃助成継続申請書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、継続手続きを行わなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書及び家賃の支払いを証する書類
- (2) 住民票の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

（助成決定の取り消し）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号に該当したときは、当該事項に至った日の翌日から助成決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段により助成決定を受けたとき。
- (3) 助成対象となっている民間賃貸住宅を、住宅以外に利用したとき。
- (4) この要綱又はこれに基づく区長の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項により助成決定を取り消したときは、学生及び勤労単身者向家賃助成決定取消通知書（第6号様式）により通知する。

（助成金の返還）

第15条 区長は、助成決定者が次の各号の一に該当したときは、期限を定めて、助成金の一部又は全部を原則として一括返還請求をする。

- (1) 前条第1項に該当する状態に至った後に助成金を受給したとき。
- (2) 前号のほか、区長が相当の理由があると認めるとき。

2 前条による助成金の返還請求は、学生及び勤労単身者向家賃助成金返還請求書（第7号様式）により行う。

3 第1項の返還金が返還期限までに納付されない場合は、返還期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を徴収する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の新宿区学生及び勤労単身者向家賃補助実施要綱（以下「新要綱」という。）第9条の規定は、平成7年度以降に募集する世帯について適用し、平成6年度までの助成世帯については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区学生及び勤労単身者向家賃補助実施要綱の規定により現に助成を受けている世帯は新要綱の規定により助成を受けている世帯とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区学生及び勤労単身者向家賃補助実施要綱の規定により現に助成を受けている世帯は新要綱の規定により助成を受けている世帯とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第8条の規定については、平成10年度以降に決定する助成決定者について適用し、平成9年度までの助成決定者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の新宿区学生及び勤労単身者向家賃補助実施要綱の規定により現に助成を受けている者は、新要綱の規定により助成を受けている者とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年9月29日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する

附則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成31年2月18日から施行する。